

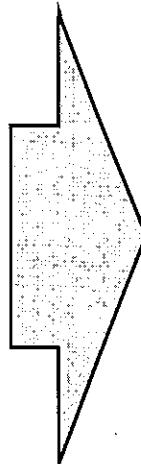
療養病床の転換支援に関する当面の追加措置について

療養病床の転換支援に関する当面の追加措置

療養病床を転換する場合の課題として、次のようなご指摘をいただいている。

更に転換を促進するため、次の事項について速やかに実施する。

- 転換先の施設の基準を満たすことが難しい。
- 医療機関と老健施設を併設する場合、設備の共用が限られる。
- 転換後の経営の見通しが不透明。
- 転換に伴う施設の改修等に費用がかかる。
- 地域によっては整備枠がなく転換が進まない。



① 施設基準の緩和

② 医療機関と老健施設が併設する場合の設備基準の緩和

③ 転換後の経営モデルの提示

④ 医療法人経営の選択肢の拡大

⑤ 転換時の改修等に関する特別償却制度(法人税)の創設

⑥ 福祉医療機構の融資条件の優遇等

⑦ 第3期介護保険事業(支援)計画における定員枠の弾力化

① 療養病床を老健施設等に転換する場合の施設基準の緩和

医療機関が老健施設等に転換する場合に施設基準の緩和措置を実施。

【平成19年5月施行予定】

		転換先(老健施設)の施設基準の緩和			
		食堂	機能訓練室	廊下幅	床面積
転換元	療養病床 (病院)				対応済み (平成18年7月施行)
	療養病床 (診療所)				新たな転換支援策にて対応 (平成19年5月施行)
	一般病床 (病院・診療所)				

【緩和措置の適用期間】

- ・床面積は平成23年度末までの経過措置
- ・食堂・機能訓練室・廊下幅は平成24年度以降も適用

※特別養護老人ホームの食堂・機能訓練室・廊下幅につき同様の基準の緩和を行う。

② 転換により医療機関と老健施設が併設する場合の設備基準の緩和

・転換により老健施設が医療機関に併設することとなる場合、診察室の共用を可能とする。

【平成19年5月施行予定】

・転換により老健施設、特別養護老人ホーム等が医療機関に併設することとなる場合、階段、エレベーター、出入口等の共用を可能とする。

【平成19年5月施行予定】

③ 転換後の経営モデルの提示

病床規模別に収支、人員体制等を含めた転換後の経営モデルを提示する。

④ 医療法人経営の選択肢の拡大

医療法人が、有料老人ホームや一定の要件を満たす高齢者専用賃貸住宅を設置することを認める。[医療法人の附帯業務の拡大]

【有料老人ホームは平成19年4月施行、高齢者専用賃貸住宅は平成19年5月施行予定】

⑤ 転換時の改修等に関する特別償却制度(法人税)の創設

療養病床を老健施設等に転換するための改修等を行った場合、当該年度の法人税について特別償却(基準取得価額の15%)できる措置を創設し、税負担を軽減する。

【平成19年4月から平成21年3月まで】

⑥ 福祉医療機構の融資条件の優遇等

(独)福祉医療機構の融資において、転換に伴う改修等に要する資金については、次のような優遇措置を講じる。

- ① 融資率の引き上げ(75%→90%)
- ② 貸付金利の引き下げ(財投金利と同じ)
- ③ 有料老人ホームの融資対象化

【平成19年4月から】

一時的な資金不足が生じる場合には、(独)福祉医療機構の「つなぎ融資」制度を利用可能。

⑦ 第3期介護保険事業(支援)計画における定員枠の弾力化

I 介護保険施設等の定員枠の弾力運用

都道府県、市町村は、第3期(平成18~20年度)の介護保険施設等の合計の指定の枠内であれば、年度ごと、施設種別ごとの指定の枠を超えて、医療保険適用の療養病床から老健施設等への転換を可能とする。

II 医療区分1の患者が多く、経営困難な医療機関の特例

第3期の合計の指定枠を超える場合であっても、一定の要件を満たす医療保険適用の療養病床については、都道府県及び市町村の協議(認知症高齢者グループホームへの転換の場合は市町村の判断)により、介護保険施設等への転換を可能とする。

【I、IIとも、平成19年4月から】

転換先の老人保健施設等の施設基準の一部の緩和

平成24年7月に「既存床を有する施設」から「新規施設」に転換する場合の施設基準（床面積・廊下幅）の緩和措置を実施。

以下のとおり緩和措置を実施。

- ① 経過措置が講じられた老人保健施設、介護老人保健施設等の在籍者数
- ② 経過措置が講じられた老人保健施設等の在籍者数を有する病院・診療所の場合は施設基準緩和
- ③ 経過措置が講じられた老人保健施設等の在籍者数を有する病院・診療所の場合は施設基準緩和

【転換元】

	療養病床		一般病床	
	病院	診療所	病院	診療所
床面積	6.4m ² /人以上	6.4m ² /人以上	6.4m ² /人以上	6.4m ² /人以上
廊下幅 (中廊下)	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上
食堂	1m ² /人以上	1m ² /人以上	基準なし	基準なし
機能訓練室	40m以上	十分な広さ	基準なし	基準なし

【転換先】

	経過措置が講じられた老人保健施設	経過措置が講じられた特別養護老人ホーム	
病院から の転換	診療所から の転換	病院から の転換	診療所から の転換
床面積	6.4m ² /人以上	6.4m ² /人以上	経過措置 なし
廊下幅 (中廊下)	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上
食堂	1m ² /人以上	食堂 + 機能訓練室 が 3m ² /人以上 (注1)	1m ² /人以上
機能訓練室	40m以上 (注1)	40m以上 (注2)	40m以上 が 3m ² /人以上 (注2)

（参考）

一般の 老人保健 施設	一般的 特別養護 老人ホーム
8.0m ² /人以上	10.65m ² /人以上
1.8 (2.7) m以上	4.8 (2.7) m以上
2m ² /人以上	食堂 + 機能訓練室 が 3m ² /人以上
1m ² /人以上	3m ² /人以上

【緩和措置の適用期間】

- ・床面積は平成23年度末までの経過措置
- ・食堂・機能訓練室・廊下幅は平成24年度以降も適用。

（注1）サテライト型小規模老人保健施設に転換する場合は本体施設の機能訓練室の共用も可能とする。

（注2）「食堂：1m²/人以上、機能訓練室：40m²以上」でも可。